

令和4年度

第10回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月6日(金) 午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	×	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	×	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 4名

永野次郎委員 筒井正之委員 羽矢勝幸委員

早田彰臣委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋

総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第68号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第70号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第71号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- 議案第72号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第73号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第74号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。また、新年あけましておめでとうございます。 本年もよろしくお願いいたします。 それでは、令和4年度第10回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。 従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願いいたします。
議 長	皆さん、明けましておめでとうございます。 昨年はお世話になりました。コロナ禍も3年が経過しましたが、いまだ右肩上がりで増加している状況下であり、十分な農業委員活動ができませんでしたが、皆さん方の日々の努力で農地利用最適化活動の担い手への誘導も県下でも上位でありました。 昨年末、大分合同新聞で掲載されました、当市の■■■■の組合で、農地の一部無断転用で補助金が返納されましたように、補助金がらみで発覚されたケースがありましたが、早期に些細な無断転用でも目配りをいたしましょう。 さて、我々の任期も9月末までです。任期中は農地を守るため、頑張りましょう。それから、次期でも皆さん方も、できることなら残留を願うものでございます。 それでは、今年はウサギ年です。皆さん方にとって、飛躍の年でありますようご祈念申し上げ、挨拶といたします。 それでは座って進行させていただきます。 ただいまから、令和4年度第10回豊後高田市農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に、4番：川野元委員及び5番：中野正年委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さん方のご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。

	議案第 68 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。 本議案中、申請番号 68 番の案件は、■番：■■■■■、申請番号 69 番の案件は■番：■■■■■に係る案件ですので、先に申請番号 68 番、69 番を審議し、その後、残りの案件の審議をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、申請番号 68 番、69 番を先に審議することに決しました。 農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、ここで■■■■■の退席をお願いします。 (■■■■■退席)
議 長	それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 68 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請がありましたので意見を求めます。はじめに 3 ページをご覧ください。 申請番号 68 番、所在が■字■■■■■番■外■筆、地目は田、合計面積が 1,886 ㎡、渡人が■■■■■の■■■■■さん、受人が■■■■■の■■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 以上です。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 それでは、■■■■■の入室を許可します。 (■■■■■入室)

議 長	続いて、[]の退席をお願いします。 ([] 退席)
議 長	それでは、事務局から提案します。
事務局	それでは3ページをご覧ください。 申請番号69番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田と畑、合計面積が3,900㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものがあります。 以上です。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。それでは、[]の入室を認めます。 ([] 入室)
議 長	次に、議案第68号について、残りの案件について審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	それでは、1ページからです。 申請番号62番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が186㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 申請番号63番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が3,714㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものがあります。 申請番号64番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が3,802㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するもの

であります。

申請番号 65 番、所在が■■字■■番外■■筆、地目は田、合計面積が 2,762 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 66 番、所在が■■字■■番外■■筆、地目は田と畑、合計面積が 3,377 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 67 番、所在が■■字■■番外■■筆、地目は田と畑、合計面積が 7,243 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。

次に、議案第 69 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。

事務局

議案第 69 号、農地法第 4 条の規定による農地転用について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 4 ページからをご覧ください。

申請番号 6 番、申請地は、■■字■■番■■で、地目が畑、面積が 952 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。都市計画の用途区分は、第 1 種住居地域です。

転用目的は一般住宅用地です。

市道■■線と■■線が交差する場所にあり、東と南に■■、北と西を■■に接しています。

利用計画についてですが、申請者が居住している隣接宅地の一部が、市道拡幅事業により立ち退きをしなければいけなくなり、申請地を約 30 cm 盛土

し整地した後、木造平屋建て建築面積 153.67 m²の個人住宅を設ける計画で、別途、市環境課が発出した事業事前協議通知書の写しが添付されています。

境界から十分距離をとり建築施工するため、日照、通風に影響をおよぼすものではなく、土砂の流出の恐れもないものと考えられます。

周辺に農地はないため、周囲の営農に支障はありません。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、建築費として 〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、市からの立ち退き補償料で賄う予定で、物件移転補償契約書等の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和5年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号7番、申請地は、〇〇〇字〇〇〇番〇〇外〇〇筆で、地目が田と畑、合計面積が228 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は駐車場用地です。

〇〇〇〇〇の南東、約〇〇〇kmの県道〇〇〇線沿いに位置し、北を〇〇〇、西に〇〇〇、南に〇〇〇、東を〇〇〇に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は、申請地を自身が代表を務める椎茸生産会社の社員向け駐車場に整備したいとのことです。

盛土はせず、整地し碎石を敷く予定で、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、造成費として 〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、費用額を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和5年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)で、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当します。

なお、〇〇〇〇〇の秋成委員が現地確認をされ、転用について問題ない旨、ご意見をいただいています。

申請番号8番、申請地は、〇〇〇字〇〇〇番で、地目が田、面積が534 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第1種低層住居専用地域です。

転用目的は資材置場用地です。

市道■■■■線から■■■■線に入り■■■mの場所にあり、東と南に■■、北を■■と■■、西を■■に接しています。

利用計画についてですが、申請地を約■■■m盛土し整地したあと、貸し資材置場として整備する計画で、別途、市環境課が発出した、事業事前協議通知書の写しが添付されています。

日照、通風に影響をおよぼすものではなく、境界から十分距離をとり、法面を設ける計画で、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、造成費として■■■■円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和5年4月30日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号9番、申請地は、■■■字■■■■番■■で地目が田、面積が979㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第1種低層住居専用地域です。

転用目的は駐車場用地です。

市道■■■■線と■■■■線の交差点から西に約■■■m進んだ場所にあり、東を■■、北に■■、西に■■、南を■■に接しています。

利用計画についてですが、申請者は市内で申請地を約60cm盛土し整地したあと、農業用機械やトラック等の駐車場として整備する計画で、別途、市環境課が発出した事業事前協議通知書の写しが添付されています。

日照、通風に影響をおよぼすものではなく、道路及び既存の畔と同じ高さまで盛土するため土砂の流出の恐れはなく、周囲の営農に支障を及ぼす恐れもないものと考えられます。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、造成費として■■■■円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和5年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

以上、提案します。

議 長	事務局の調査による現地調査および転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号6番、8番につきまして、筒井正之推進委員から意見ををお願いします。
筒井正之 推進委員	それでは、6番と8番について説明いたします。 令和4年12月2日に事務局、農業委員、私の関係者で現地を調査した結果、6番については公共事業の協力地でもあり、周辺については住宅化されており、農地としては先ほど事務局が説明したとおりで良いと思います。 8番については、周辺は排水整備されており、特に問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に申請番号7番につきまして、12番：市成委員から意見ををお願いします。
12番： 市成委員	12月20日に事務局と秋成推進委員と4人で現地確認に行きました。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に申請番号9番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	去る12月21日、事務局と中野委員、私とで現地の確認に行きました。事務局の説明どおり問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、5番：中野委員から意見ををお願いします。
5番： 中野委員	先程事務局が説明したとおりでございますので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。

次に、議案第 70 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。

事務局

議案第 70 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請があったので意見を求めます。議案書の 6 ページからです。

申請番号 22 番、申請地は、■■■字■■■番■■■で、地目は■■■、面積が 352 m²、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分としては第 1 種農地に該当します。

■■■の東側約 ■■■m の場所に位置し、北と西を■■■、東を■■■、南を■■■に接しています。

転用目的は駐車場用地です。

利用計画についてですが、譲受人は市内の建設会社役員で、申請地を自身が経営する会社の来客用および業務用駐車場として整備する計画です。

道路と同じ高さまで約 20 cm 盛土し整地する計画で、雨水排水は、自然浸透とするとのことで、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び造成工事費として ■■■円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和 5 年 2 月 15 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号 23 番、申請地は、■■■字■■■番■■■で、地目は田、面積が 889 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。

転用目的は駐車場及び資材置場用地です。

申請地は、市道■■■線の■■■橋から南に入り約 ■■■m の場所に位置し、北と東に■■■、南に■■■、西を■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は隣接地に住む市内の建設会社役員で、申請地を自家用駐車場及び建設会社への貸し資材置場として整備する計画です。

現状のまま整地する計画で、雨水排水は、自然浸透のほかオーバーフロー分は北と東側にある既設側溝に放流する計画です。

日照及び通風に影響はないため、周囲の営農に支障はないものと思われます。

	申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。 転用に要する費用は、土地取得費で 〇〇〇〇 円を見込んでおり、土地造成は、譲受人が自己施行するということで、土地取得費以上の金額が預金された金融機関の通帳の写しが添付されています。 工事期間は、許可後から令和5年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。 許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査および転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号22番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	去る12月21日、私と事務局、中野委員とで現地を見ました。事務局の説明どおり問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。同じく、現地確認をしていただきました、5番：中野委員から意見があればをお願いします。
5 番： 中野委員	事務局の説明のとおり、問題はないと思います。審議をよろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号23番につきまして、筒井正之推進委員から意見ををお願いします。
筒井正之 推進委員	それでは、23番の説明です。令和4年12月20日に、事務局、農業委員、私とで現地の確認に行きました。現状は耕作はしておらず、荒廃をしております。そういったことで問題はないと思いますので、先ほど事務局が説明したとおり、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)

議 長	ないようですので、これを許可することに異議はありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。次に、議案第 71 号、農用地利用集積計画による所有権移転（案）についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 71 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 8 ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号 22 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が畑、面積が 1,148 ㎡、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 申請番号 23 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が田、面積が 1,782 ㎡、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 申請番号 24 番、所在が■■■■字■■■■番■■外■■筆、地目が田と畑、合計面積が 1,516 ㎡、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 申請番号 25 番、所在が■■■■字■■■■番■■外■■筆、地目が田と畑、合計面積が 998 ㎡、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業によりいったん所有し、今後、地域の担い手へ売却するものです。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
議 長	(ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。次に、議案第 72 号、農用地利用配分計画に係る貸借権設定（案）についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 72 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借

	権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 それでは、集積表が 26 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 144,422 m²、畑の面積が 109,486 m²の合計面積が 253,908 m²で、利用権を設定する農家数 51 戸、利用権の設定等を受ける農家数 32 戸で、利用権等の種類別面積のうち、賃貸借に係る面積 202,204 m²、使用貸借に係る面積 51,704 m²です。 詳細につきましては、議案書 10 ページから記載していますのでご覧ください。 以上、提案します。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。次に、議案第 73 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 73 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布しております、別紙 A 4 用紙の貸付調書について、あわせてご覧ください。議案書の 25 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページ目で、借受者、[] に 4 件の合計面積が 2,935 m²の貸し付けが示されています。 2 ページ目で、借受者、[] に面積が 722 m²の貸し付けが示されています。 3 ページ目で、借受者、[] に 7 件の合計面積が 7,132 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

議 長	(ありませんの声) ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。次に、議案第 74 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 74 号、非農地証明願についてです。 議案書 28 ページからをご覧ください。 申請番号 41 番、所在が■■字■■番■■で、地目は田、面積 537 m²、申請人は、■■の■■さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃から、隣接する■■の駐車場として整備し使用させている。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 42 番、所在が■■字■■番■■外■■筆で、地目は畑、合計面積 1,919 m²、申請人は、■■の■■さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃、相続した後も遠方に居住しているため耕作できなかった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 なお、地元推進委員の岩坂委員から非農地として問題ないとの意見をいただいています。 申請番号 43 番、所在が■■字■■番■■外■■筆で、地目は田、合計面積 1,234 m²、申請人は、■■の■■さんです。 申請の内容は、水利が悪いため、平成元年頃から耕作しなくなった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 44 番、所在が■■字■■番■■で、地目は田、面積 1,002 m²、申請人は、■■の■■さんです。 申請の内容は、水利が悪いため、平成元年頃から耕作しなくなった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 45 番、所在が■■字■■番■■で、地目は田、面積 764 m²、申請人は、■■の■■さんです。

	申請の内容は、水利が悪いため、平成元年頃から耕作しなくなった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 46 番、所在が ■ 字 ■ 番外 ■ 筆で、地目は田、合計面積 1,554 m²、申請人は、 ■ の ■ さんです。 申請の内容は、水利が悪いため、平成元年頃から耕作しなくなった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 47 番、所在が ■ 字 ■ 番外 ■ 筆で、地目は畑、合計面積 2,897 m²、申請人は、 ■ の ■ さんです。 申請の内容は、みかん畑の跡地に梅や栗を植えたが、周辺が山林化したため、平成 14 年頃から耕作しなくなった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 48 番、所在が ■ 字 ■ 番外 ■ 筆で、地目は畑、合計面積 10,567 m²、申請人は、 ■ の ■ さんです。 申請の内容は、平成元年頃からみかんを作らなくなり山林化してしまった。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 以上です。
議 長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員および農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 41 番につきまして、永野次郎推進委員から意見を願います。
永野次郎 推進委員	去る 12 月 21 日、事務局と中野委員と私とで現地確認に行きました。事務局の説明のとおり、問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました、5 番：中野委員から意見があればお願いします。
5 番： 中野委員	永野委員、事務局、私と 3 人で現地確認に行きましたが、申請事由のとおりで、問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。次に、申請番号 42 番につきまして、現地確認をしていただきました、4 番：川野元委員から意見があればお願いします。

4 番： 川野元委員	12 月 20 日に現地確認をしたところ、現地は山林化しており、問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。次に、申請番号 43 番から 46 番につきまして、筒井正之推進委員から意見ををお願いします。
筒井正之 推進委員	申請番号 43 番から 46 番について、令和 4 年 12 月 20 日に事務局、農業委員と私で現地を確認いたしました。その結果、現地は長年に渡って耕作をしてなく、原野化となっております。そういったことで、耕作については、今後、困難ではないかと思います。周辺地域も特に問題はないと思われますので、先ほど事務局が説明したとおり、問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。次に、申請番号 47 番につきまして、羽矢勝幸推進委員から意見ををお願いします。
羽矢勝幸 推進委員	12 月 21 日に現地を確認しました。問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました、6 番：神田委員からも意見があればをお願いします。
6 番： 神田委員	いま、事務局と羽矢委員が説明したとおり、問題はありませんでした。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に、申請番号 48 番につきまして、早田彰臣推進委員および、羽矢勝幸推進委員から意見ををお願いします。
早田彰臣 推進委員	先月 21 日に、地元農業委員、事務局と城前の 5 件につきまして、現地確認をいたしました。山林化しており、特に問題ないと考えます。よろしくお願いします。
羽矢勝幸 推進委員	12 月 21 日に現地を確認しました。別に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。同じく現地確認をしていただきました、6 番：神田委員からも意見があればをお願いします。
6 番： 神田委員	13 筆の現地確認をしました結果、問題はありませんでした。以上です。

議 長	ありがとうございました。地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項(1) 農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。
事務局	報告事項(1) 農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から、次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。31ページになります。 報告のありました農地所有適格法人は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXです。 内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和4年度豊後高田市農業委員会第10回総会を閉会します。お疲れ様でした。 その他、事務局より事務連絡などがあればお願いします。 その他の事項 (別紙配布) (農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について) (農業者年金加入促進について) (非農地判断について) (エリアンサス試験栽培地選定の経過報告について)

(次回 (令和4年度：第11回) 総会について)

午前 10 時 51 分

令和5年1月6日